

配偶者の相続財産比較

相続人10人(配偶者と甥姪9人)

	(A) 相続対策をしない場合	(B) 相続対策をした場合
相続財産 相続人 10人 遺言書活用 保険活用	3億円 (配偶者と甥姪9人) なし なし	3億円 (配偶者と甥姪9人) あり なし
保険料合計 相続時保険金 非課税受取額 課税財産額 基礎控除	- - - 3億円 9,000万円 (3000万+600万×10)	- - - 3億円 9,000万円 (3000万+600万×10)
配偶者の相続分 甥姪の相続分 ※相続税 納税後の財産	2億2500万円 7500万円 0 2億2500万円	3億円 0 1281万円 2億8719万円
差 額	-6625万円	+6219万円
作者からのコメント 当比較システムは 特許 を取得しております。	このようにして比較すれば相続対策を行わない場合と行った場合の 差 が一目瞭然に確認することができます。かけがえのない財産を失わないために 相続対策 を行うことをお勧めします。	上記の場合、相続対策を行うことで配偶者の財産が 6219万円 得をすることになります。逆に言えば、相続対策を行わない場合は、その 分損 をすることになります。